

新宿区教育委員会会議録

平成22年第2回定例会

平成22年2月5日

新宿区教育委員会

## 平成22年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成22年2月5日(金)

開会 午後 2時06分

閉会 午後 3時47分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	菊 池 俊 之	教 育 長	石 崎 洋 子

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 柳 俊 彦	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 政 策 課 長	竹 若 世 志 子	副 参 事	松 田 浩 一
事 務 取 扱			
教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫	学 校 運 営 課 長	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第 6号 平成22年度新宿区一般会計予算 教育費
- 日程第2 議案第 7号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第9号)
- 日程第3 議案第 8号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第 9号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第10号 新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則

### 協議

- 1 津久戸小学校・江戸川小学校 統合協議会の運営方針について

### 報告

- 1 平成22年度新入学 学校選択制度 小学校 補欠登録者の繰上げについて  
(学校運営課長)
- 2 平成22年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について(学校運営課長)
- 3 学校給食調理業務委託事業者の選定結果について(学校運営課長)
- 4 新宿区立あいじつ子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果について(学校運営課長)
- 5 牛込A地区学校適正配置説明会の報告及び牛込B地区の進捗状況について(副参事「学校適正配置担当」)
- 6 学校イントラネットシステム構築の進捗状況について(副参事「新図書館・学校情報化推進担当」)
- 7 小・中学校における土曜日の授業の実施について(教育指導課長)
- 8 全国学力・学習状況調査の実施について(教育指導課長)
- 9 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員の加配について(教育指導課長)
- 10 その他

午後 2時06分開会

## 開 会

白井委員長 ただいまから、平成22年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

議案第6号 平成22年度新宿区一般会計予算 教育費

議案第7号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第9号)

白井委員長 それでは、議事に入ります。

まず、すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ、質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第6号 平成22年度新宿区一般会計予算」、「日程第2 議案第7号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第9号)」、「日程第3 議案第8号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」、「日程第4 議案第9号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第5 議案第10号 新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則」を議題とします。

教育長 「日程第1 議案第6号 平成22年度新宿区一般会計予算」及び「日程第2 議案第7号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第9号)」については、平成22年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から非公開による審議をお願いいたしたいと思います。

白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第1 議案第6号 平成22年度新宿区一般会計予算」、「日程第2 議案第7号 平成21年度新宿区一般会計補正予算」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、まず議案第6号及び議案第7号を非公開により審議し、その後、議案第8号から議案第10号を議題とします。

「日程第1 議案第6号 平成22年度新宿区一般会計予算」、「日程第2 議案第7号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第9号)」を非公開により審議いたします。

恐れ入ります。傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時24分再開

議案第 8 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 10 号 新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則

白井委員長 次に「日程第 3 議案第 8 号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」、  
「日程第 4 議案第 9 号 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、  
「日程第 5 議案第 10 号 新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則」を  
議題とします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、議案第 8 号から第 10 号まで一括して、概要案により御説明いたします。

まず、第 8 号議案の新宿区職員定数条例の一部を改正する条例ですが、本定数条例は、区  
の職員の定数を定めているものです。第 2 条に教育委員会の職員数についても規定している  
ため、議案提出するものでございます。

定数総数では、教育委員会の事務部局の職員を 156 人から 137 人と、19 人を減ずるものです。  
その内訳ですが、まず、学校情報化の推進で 1 名を増員します。また、図書館においては四  
谷、角筈、大久保図書館の指定管理者導入によりまして、24 名が減員されています。また、  
再任用職員の活用による減 1 名で、合計 25 名の減でございます。その一方、中央図書館では  
地域図書館の指定管理者化による支援体制の強化のために 2 名増員を、また、開館時間延長  
による事務増への対応のため 3 名増員で、差し引き 20 名の減員となっております。先ほどの  
学校情報化の増員 1 名を加えますと、合計で 19 人の減員となるものです。

次に、教育委員会の所管する学校の職員についてですが、概要ではプラスマイナスゼロと  
なっておりますが、増減があります。

その内訳ですが、あいじつ子ども園の開設に伴う保育士、看護師など 27 名が増員になっ  
ております。そのうち幼稚園教諭が現在数 6 名が含まれておりますので、実質 21 名の増員とな  
るものです。また、学校給食調理業務委託に伴う減が 12 名、また、調理職の用務職への転職  
が 7 名、再任用の活用による減が 2 名ということで、加えますと 21 名の減となり、実質プ  
ラスマイナスゼロということで同数となるものでございます。新旧対照表をご覧くださいま  
すと、新宿区全体では 2,868 人が 2,832 人となるものでございます。施行日は、平成 22 年 4 月 1  
日です。

次に、第 9 号議案の新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ですが、

これは特殊勤務手当の見直しにより、特別支援学校看護業務手当を廃止するために議案提出するものです。

まず、特殊勤務手当はどのようなものかと申しますと、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に、勤務の特殊性に応じて支給する手当とされているものです。

今回、廃止する特殊勤務手当の内容ですが、概要に記載のとおり、看護業務に従事する職員に対して1日200円の手当を支給しておりましたが、この業務内容が児童・生徒の日常的な健康管理であり、また、特殊な看護は行っていないこと、ノーマライゼーションの進展などにより、障害児の看護を行うということが、社会通念上、著しく困難、特殊とは言えなくなっていることなどから、廃止するというごさいます。

参考までに、新旧対照表をご覧ください。今回は、教育委員会の所管する部分は、看護業務手当でございましたが、全部で12種類あったものを6種類へと整理しているものでございます。施行日は平成22年4月1日です。

次に、第10号議案の新宿区立学校における地域協働学校運営協議会に関する規則ですが、これは地域の住民及び保護者が、その地域の区立小・中学校の運営に参画することにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進することを目的とし、教育委員会が指定する学校において、その運営に関して協議する機関である地域協働学校運営協議会を設置することができるようにする必要があるため、規則を制定するものです。

その内容ですが、1、所掌事務、第2条でございます。指定学校において、次の第3条で規定する学校の基本的な方針について協議し、意見を述べること。また、学校の運営に関する事項について、教育委員会や校長に対して意見を述べること、指定学校の運営状況について学校評価を行うことなどございます。

2、基本的な方針の決定、第3条ですが、指定学校長は基本方針を作成し、協議会の意見を聞かねばならないとし、学校長はその意見を尊重して基本方針を決定し、学校運営を行うものとしています。

3、指定、第5条ですが、教育委員会は協議会の設置準備を進めてきた学校の実績を踏まえて、協議会を設置する学校の指定を行うものです。

4、組織、第6条ですが、地域住民、保護者、学校関係者、こちらは教員を含みます、学識経験者、校長、教育委員会が適当と認める者のうちから10名以内、中学校では15名以内で

組織するものです。なお、教育委員会が任命するものです。

5、その他ですが、協議会の責務については第4条で、代表、副代表の選任などについては第7条で、会議の運営などについては第8条で、会議の公開については第9条で、地域住民への運営の理解、協力、参画などについては第10条で、実際の実働部隊となる支援部については第11条で定めております。そして、最後に、場合によっては、この目的が達せられないような場合には、指定の取り消しもあり得るわけですが、その点は第12条で規定しております。そのほか、規則の施行に際して、必要に応じて、基準規定を定める必要がある場合には教育長に委任するという委任規定を設けております。

また、附則の第2項で、新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部改正をしております。内容は、本協議会を設置する学校においては、学校評議員会を置かないことができるもので、協議会がその役割をあわせ持つという観点から、そのような処理をすることができるとし、学校評議員会の規定の部分をこの限りではないという表記として入れさせていただくものです。施行日は平成22年4月1日です。

以上、雑駁ですが、説明を終わります。

白井委員長 説明が終わりました。議案第8号について御意見、御質問をどうぞ。よろしいでしょうか。特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第8号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第9号について御意見、御質問をどうぞ。これも、条例の一部改正に関するものですが、よろしいでしょうか。御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第9号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第10号について御意見、御質問をどうぞ。

地域協働学校については、何回も協議を重ねた上、本日、規則として提案、上程されたということですが、何か御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第10号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

協議 1 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会の運営方針について

報告 5 牛込 A 地区学校適正配置説明会の報告及び牛込 B 地区の進捗状況について

白井委員長 次に協議に入ります。「協議 1 津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会の運営方針について」を協議します。ここでお諮りします、本日の報告案件として、「報告 5 牛込 A 地区学校適正配置説明会の報告及び牛込 B 地区の進捗状況について」は、協議 1 と関連しますので、協議 1 にあわせて報告を受けたいと思いますが、これに御異議はございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、そのように進めます。

では、協議 1 及び報告 5 の説明を学校適正配置担当からお願いします。

副参事（学校適正配置担当） それでは、関連が深い報告 5 の資料から説明いたします。

まず、「牛込 A 地区学校適正配置説明会の報告及び牛込 B 地区の進捗状況について」報告いたします。

1 枚目が、11月14日に行った説明会の概要でございます。これは保護者アンケートを実施するにあたっての事前説明会ということで、津久戸小学校で行われたものでございます。出席者が29名で、この保護者アンケートは11月17日から27日までの間で行ったものでございます。ちなみに、江戸川小学校につきましては、11月2日にPTA役員会にて、口頭で説明をしております。

次のページですが、津久戸小学校で行われました1回目のアンケートの事前説明会で、保護者から再度説明会開催の要望がございましたので、11月25日に2回目の説明会を行った概要でございます。出席者は36名でした。

次のページでございますが、12月4日に教育委員会で決定した結果を、津久戸小学校の保護者向けに12月12日に説明会を開催し報告した概要でございます。

次のページが12月12日に、同じく、江戸川小学校で開催した説明会の概要でございます。出席者は39名でした。

次に、12月21日の説明会ですが、こちらは津久戸小学校で12日に行われた1回目の説明会

で、保護者から再度説明会開催の要望がありましたので2回目の説明会を同じ内容で行ったものです。出席者は21名でした。

次のページは、1月18日に地域説明会を牛込筆筈区民ホールで行ったものでございます。出席者は67名でした。

この説明会の概要は全14ページとなっており、当日配付した資料が添付してあります。この資料は、保護者向けの説明会で使用した資料に適正配置の考え方というものを追加しております。それから「牛込A地区学校適正配置に関する意見書」の抜粋と新宿区児童数と小学校数の推移及び児童数の実数、東京都推計も追加させていただきました。

そして、最後のページは、「牛込B地区学校適正配置進捗状況及び今後の予定」ということで、1番が天神小学校、富久小学校の進捗状況でございます。

今後の流れといたしまして、今月中に天神小学校でアンケートを実施する予定です。これは、2月10日に、天神小学校のPTA役員会で、PTA会長さんを初め、PTAが主催でアンケート調査を実施したいということで、役員会で協議される予定でございます。富久小学校では、PTAが主催してアンケート調査を実施する予定がございませんので、天神小の役員会の決定後に、それを受けて富久小のPTA役員の方に相談して、同時期にできれば実施したいと申し入れをする予定でございます。報告は、以上でございます。

次に、協議1の内容を説明します。

こちらは「津久戸小学校・江戸川小学校統合協議会の運営方針について」でございます。

はじめに、経緯につきましては、省略させていただき2番の協議内容を説明いたします。

(1) 統合協議会で目指す教育環境、こちらは、クラス替えができるような学校の適正規模を確保することにより、活気に満ちた雰囲気の中で集団の相互作用によって子どもたちの思考力・社会性・自主性の育成や、学習や運動において学び合うたくましさはぐくまれる教育環境をつくります。これは、統合協議会を設置する目的ということでございます。

それから(2)は、統合協議会の委員という項目になってございます。

それから3番目が統合協議会の運営方法ということでございます。

今までの説明会の中で出された主な意見でございますが、統合協議会で目指す教育環境に関係すると思いますが、12月4日に教育委員会で決議されましたときに統合ありきで設置しないということでございましたので、説明会の中では、統合ありきで設置しないということをもう一度確認したいというような意見が出されました。これに対して、教育委員会事務局では、回答といたしまして、統合協議会設置当初メンバーの方に統合の必要性を理解して

もらうための努力をすること。それから、丁寧に説明を行い、統合時期ありきで、いつまでに統合するということでは進めないというような回答をさせていただきます。

それから(2)に関連しますが、統合協議会の構成員ですが、意見の中には公募委員を入れるべきであるというような意見もありました。それから津久戸幼稚園PTA会長が素案の中の構成員に入っておりましたので、江戸川小学校学区から、保育園の代表も入れるべきであるというような意見もありました。それから、PTAの役員のところ、学校長推薦という項目がございましたので、この学校長推薦によるものという項目は削除すべきであるというような意見もございました。

それから(3)の運営方法についての意見ですが、統合協議会で決議する方法を明確にしてほしいというような意見もございました。それから、疑問や要望を聞いてもらえるような懇談会のような時間も設けてほしいというような意見もございました。

白井委員長 説明が終わりました。

まず、報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。報告については、よろしいでしょうか。

それでは、協議1についてですが、今回の協議の趣旨は、統合協議会に関する教育環境、目的(1)に基づいて、統合協議会の構成員、その他、運営方法をある程度、大枠で協議していただきたいと、そういう趣旨だと思います

それでは、委員の方にお尋ねします。まず、経緯について、まとめていただいておりますが、このような経緯で統合協議会が設置されたということで、よろしいでしょうか。

私から質問ですが、前回の教育委員会のときにも質問が出ていましたけれども、その対象校が江戸川小学校と津久戸小学校になったということについては、区の基準に基づいて対象となったという経緯があったと思いますので、それを入れたほうがわかりやすくなるのではないのでしょうか。

副参事(学校適正配置担当) 経緯のところ、2校が選ばれた経緯を載せるようにいたします。

白井委員長 では、経緯はよろしいでしょうか。

協議内容としての(1)統合協議会で目指す教育環境という点においては、子どもたちの思考力・社会性・自主性の育成や、学習、運動において、学び合うたくましさはぐくまれる教育環境づくりと、そのためにクラス替えができるような学校の適正規模を確保する。そういう観点から、統合協議会で議論していただきたいと、そういう趣旨ということで、この

前の委員会の要旨としては、よろしいでしょうか。

それでは、(2)の構成員、構成メンバーについては、いろいろなところの説明会で質問なり要望が出ていると思いますので、その辺の大枠について、どのような方が適切であると考えているのか、御意見承りたいと思います。

羽原委員にお聞きしてよろしいでしょうか。

羽原委員 これはやはり、地元と、それから教育委員会事務局、あるいは各学校長の意向、こうしたものを踏まえながら、地元の、あるいは関係者の声が一番反映しやすいような人選をしていただきたい。具体的にだれがということは、地元の意向でもありますから、これは、客観的に合理的に人選が行われるような、また、余り、狭い資格要件みたいなことをつけないで、できるだけいろいろな方が参加できるというような条項にしていきたいと思います。

白井委員長 従来の、合意のもと統合協議会という場合には、よく、今までの説明会でも説明していたような学校関係での代表ということで人選されたと思いますけれども、今の羽原委員の話だと、もう少し教育的な関係からの人選も考えてもいいということでしょうか。

羽原委員 こういう資格要件を備えるということは余り限定的に考えないで、なるべく広い意見が反映できるようにという意味です。それは、個々具体的な話を僕ができるわけでもないで、それは客観的に取りまとめをする事務局が、最大限広げた人選ができるような、資格要件を拡大して考えて、いろいろな意見が反映するようなメンバーでということになります。

次長 基本的には、各学校に関係する関係団体の方から選考していきたいと思っております。ただし、それは、基本的なベースとしての協議会のメンバーであって、それ以外に、地域の方、それから、この統合に対して意見をお持ちの方に対する、そういう機会を設けて、できるだけ地域の方の声を反映したものをつくってまいりたいと思っております。

白井委員長 その辺の地域の意見の反映というのは、各地域を代表するような団体というような理解でよろしいのでしょうか。

次長 基本的に協議会自体は協議する場でございますので、ある一定の数の制約はあると考えております。そういった意味では、基本的なベースとしての委員会構成、それにつきましては、それぞれの関係団体の代表者からなった構成メンバーで考えていきたいと思っております。

白井委員長 その辺について、何か御意見などありますでしょうか。

松尾委員 前の(1)の統合協議会で目指す教育環境という部分とも、少し関係しますけれども、この(1)では「クラス替えのできるような学校の適正規模を確保することにより」という文章で現在始まっているわけですが、先ほど、話がありましたように、その統合協議会は、初めに統合ありきではないということなわけです。ついては、統合して、新校を新たに設置することによって、一体、どんなことができるのだろうか、理想とまではいかないかもしれませんが、希望としては今までにない、理想の教育ができるような、そんな学校づくりをしていきたい、そういうものを目指して議論を重ねて、そして、こんな学校が実現可能だという議論となる。それはもちろん、ここに書かれているような活気に満ちた雰囲気の中で、集団の相互作用によってということもありますけれども、それはただ単にクラス替えのできるような学校の適正規模という観点からだけではなくて、例えば、地域がまとまって、その地域の学校を新たにつくっていくんだという、そういう姿勢で理想の学校をつかっていこうという検討をして、その上で、こんな学校がくれるのだったら、よし、では統合しようという考えが出てきてもいいと思うし、それでも、どうしても限界があるということであれば、統合協議会として、もしかしたら、統合に反対すると、昔ながらの学校のほうがいいという判断も原理的にはあり得るわけです。そのように考えていきますと、新しい、これからつくろうとする学校を、できるだけ、前向きな姿勢で、その地域の新しい学校を考えていく、そういう姿勢を持って議論ができるような、そんなメンバー構成になっているのが、私は良いのではないかと思います。

次長 今、松尾委員がおっしゃったように、今度の統合協議会というのは、統合やむなしというような、そういう共通のものはございませんので、まさに、その地域において、その学校がどのような形で環境を整えることが一番、子どもたちにとってよいのかというような議論から始めてまいりたいと思います。基本的に、いろいろな意味でデータ等も駆使しまして、例えば、出生数がどのように変わっていくのかも含めまして、それから、新宿区の教育の考え方とか、そういったことについても、皆さんに協議していただく、そのような場にしていきたいと思っております。

そして、具体的に構成メンバーはどうかというお話ですが、従来からPTA、それから町会、町連や育成委員会や同窓会などが、メンバーですので、そういったことも含めて、各PTAとも相談しながら決めていきたいと思っております。

白井委員長 今の松尾委員の意見は運営方法にも絡む、一つの視点としていいご指摘だと思いますので、理想の新しい学校をつくるという視点で検討していただきたいということで、

構成員のことに絡みますけれども、4の運営方法の中でも、その視点を入れていただいたらと思います。

構成員に関してはこのぐらいにして、運営方法について、今、松尾委員から運営の視点というお話が出ました。よく説明会で聞かれているのが、おそらく、決定方法ということだと思いますので、ある程度、決定方法を明確にできるような形を議論しておいたほうがよろしいのではないかと思います。

この辺について、何か御意見ありますでしょうか。従来の統合協議会の決定方法は、どういう形でなされていたのでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 従来の統合協議会での決定方法は、合議制で行われていました、原則として統合協議会のメンバー全員が納得して前に進んでいくということでございます。ただし、校名などの決定の際には、校名を公募したり、その中から選ぶ際には、多数決という手段をとったこともございます。

白井委員長 議決権は、1団体1票でしょうか。それとも1人1票だったのでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 議決権は、1人1票と聞いております。

白井委員長 従来、そのような運営方法ということですが、それについて、何か御意見ありますでしょうか。同じような形でよろしいでしょうか。

松尾委員 その議決権の、1人1票かどうかという問題もさることながら、どの段階で議決するのかということ、また、その議決の内容としてどのようなことを議決できるのか、そういったところも絡んでくるように思うので、単純に1人1票という議論はちょっとなじまない感じが、正直、するのですが。

白井委員長 松尾委員の御質問は、議決する時期が決められているのかどうかという質問でよろしいのでしょうか。

松尾委員 つまり、やはりある程度議論が進んで、もうこれ以上、議論が煮詰まると言うのでしょうか、そういった段階で議決をすることが望ましいかと思います。

白井委員長 確認ですけれども、統合協議会でいつまでに何かをしなければいけないという、まず、時期が決まっているのかどうかだけ、確認をまずすればよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

副参事（学校適正配置担当） 統合協議会の中で、例えば統合の時期等をいつまでにしなければならぬということはありません。この統合協議会は、両校の関係者がお集まりになりますので、その中で意見が分かるとすれば、校名や校地の問題で意見が分かれる可能性

があります。ですから、学区域という観点を、それぞれの方がお持ちになつていまして、なかなか意見がまとまらない可能性があります。

教育委員会事務局で考えていますのは、子どもたちの教育環境を第一に考えていただきたいということ、この前提に立って議論を行えば、おのずと校地なども決まってくるかと思えます。

また、理想的な学校像を描いていけば、色々なコンセプトが出てくると思えます。そうすると、学校のボリュームも決まってきます。そこでボリューム計算をして、それぞれの校地にあてはめてみるような資料をお出しして検討していただきたいと考えております。

羽原委員 協議会をつくるわけだから、議決権という問題は、当然、必要かもしれないけれども、今の時点、この協議会の持ち方としては議決権が1人1票とか、そういうことも大事ではあるが、可能なら、議決というものは、満場一致的なことがよくて、多数決でないほうがよろしいという前提で、なおかつ議決権が1人1票というように考えたほうがいい。

それで、この協議会は従来と違う形になりますから、やはり、これまでも地元の、今日もお越しのようですが、地元の声というものは、いろいろ聞いていますし、また、事務局からもプリント類は全ていただいていますから、僕らも目を通しております。そういうものが、一つのベースになることは間違いない。しかし、一方で、また、声の上がらない、あるいは不参加の方も相当数いらっしゃる。これも地元の声ということではないか。

ですから、その集約を、できるだけ、客観的に、幅広く押さえていただきたい。それから、その一方で、やはり、この数字から見ても江戸川小学校の将来というのは適正規模の範疇からしても、また、一般的に言っても、教育行政上、少し不安が残るという面もあります。

やはり、この平成4年の適正規模に関する答申は十数年たって、新しい変化があるかもしれない。すべてが答申どおりとはいかなくても、状況の変化というものが時代的にあるかもしれない。あるいは、今度、東京都が学級数を削減するというような動きがあれば、また一つ踏まえなければいけないかもしれない。そういうようなことを答申の枠を尊重しながら、それに合わせて、今の教育環境が100点ということはないと僕は思いますし、今の学校状況を守ればいいのかということではなく、100点に近づける努力ということ、つまり、新しい学校、すなわち5年後、10年後、20年後の学校の形態としては、どうあったらいいのか。地域社会も変化しつつあるわけですから、そういう地域全体の、5年10年先の教育というものをどう考えるか、そのころには、今の保護者たちは、また、変わっていきますから、世代の意識の問題も出てくる。

そういうようなことを、できるだけ客観的に類推しながら、どう協議会を運用するかというよりも、将来展望に基づく新しい学校、あるいは新しい教育環境の中での学校というものを、ぜひ、前提として、そういう機軸、基本、こういうものを、できるだけ踏まえてほしいと、これは事務局に対する、個人としての希望であります。

白井委員長 ありがとうございます。

次長 今羽原委員のお話がありました。私どもも従来から、教育像、学校像というもの、それも、今現在でなくて、5年10年先のことも含めて考えていく上で、やはり、適切な講師の方、もしいらっしゃれば、そういう方もお招きして勉強会を行うなど、いろいろな形で、本当に一から勉強し直すつもりで新しい学校像というものを求めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

白井委員長 ほかに御意見、運営方法等について、ありますでしょうか。

大体、今、松尾委員、羽原委員がお話ししてくださったようなことは、教育委員としても総意であるという形でよろしいでしょうか。

それでは、協議1について、ほかに御意見、御質問なければ、協議1及び報告5については終了いたします。以上で、本日の協議は終了いたします。

報告1 平成22年度新入学 学校選択制度 小学校 補欠登録者の繰上げについて

報告2 平成22年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について

報告3 学校給食調理業務委託事業者の選定結果について

報告4 新宿区立あいじつ子ども園給食調理業務委託事業者の選定結果について

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

学校運営課長 それでは、報告1から4につきまして、私から報告させていただきます。

まず、報告の1、「平成22年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて」です。

平成22年度の新入学者の補欠繰上げにつきましては、学校選択制度で抽選になった市谷小学校、早稲田小学校、余丁町小学校、落合第三小学校、西戸山小学校の5校の子どもたちの進路等が、ほぼ確定いたしましたので、本年1月29日に補欠登録者の繰上げを行ったものです。

定員は、各校2学級の80名ですが、受け入れの上限数は、年度内でのクラス分け等を防止するために、過去のデータ等から、今後の転入者等の増減を推計いたしまして、77名と設定しています。

各学校別の状況につきましては、(3)も一緒にご覧いただきたいと思います。

まず、市谷小学校です。抽選時での補欠登録者数については35名いらっしゃいました。しかしながら1月29日現在の補欠登録者数は21名で、入学予定者数が71名となりましたので、受け入れ限度数までの6名を繰り上げとし、残り15名の方につきましては、指定校に行ってくださいことになります。

次に、早稲田小学校についてです。早稲田小学校では、抽選時での補欠登録者については9組10名でしたが、その後、2名増えて最終的には11組12名という状況になっています。1月29日現在の補欠登録者が11名で、入学予定者数が74名ですので、受け入れ限度数までの3名を繰り上げとし、残り8名は指定校とするものです。

余丁町小学校についてです。余丁町小学校につきましては、抽選時での補欠登録者数は10名、1月29日現在の補欠登録者数が6名、入学予定者が71名ですので、補欠登録者6名、全員が繰り上げということになります。

落合第三小学校です。落合第三小学校は、抽選時での補欠登録者数6名、1月29日現在の補欠登録者数が4名で、入学予定者が70名ですので、補欠登録者4名全員が繰り上げとなるものでございます。

西戸山小学校についてです。西戸山小学校では、抽選時での補欠登録者数は14名、1月29日現在の補欠登録者数が13名で、入学予定者数が71名ですので、受け入れ限度数までの6名を繰り上げとして、残り7名については指定校に行ってくださいことになるものです。

なお、この決定につきましては、各保護者に1月29日付で通知を発送しております。これもちまして、現在、新宿区にお住まいの方の学校選択制度の補欠登録については終了ということになります。

最後に、補欠繰り上げ後の対応についてでございます。それぞれの学校についてでございますが、(4)に記載がありますように、上限人数まで繰り上げを行っている市谷小、早稲田小、余丁町小、西戸山小の各校につきましては、指定校変更の許可、あるいは今後の転入、転居における学校選択の受付はかなり難しいことを保護者に説明をし、了解を得た上で行っていくと、こういうことです。なお、落合第三小学校につきましては、繰り上げの結果、74名という上限に近い数値にはなっておりますので、指定校変更等は、通学区域内の転入者の動向に

より、今後慎重に判断していきたいと考えておるところです。

次に、報告の2、「平成22年度区立幼稚園及び子ども園の学級編制について」ご報告申し上げます。

来年度の区立幼稚園及び子ども園の、4歳、5歳児につきましては、今年の1月15日現在で学級編制を固めたものでございます。

まず、園数についてですが、幼稚園に関しましては、愛日幼稚園が中町保育園と統合されましてあいじつ子ども園となりますので、前年度より1園減の20園ということになります。

逆に子ども園につきましては、1園増の2園という状況です。

次に、学級数及び予定園児数につきましては、表の中段部分ですが、前年度との比較で御説明をしたいと思います。

まず、3歳児でございます。3歳児は13学級、1学級当たりの定員が17名ですので、総定員は221名となり、これにつきましては前年と変わりはありません。平成22年度の予定園児数ですが、昨年同時期と比較いたしまして、7名増の204名という状況です。ちなみに定員充足率は92.3%となっております。

次に、4歳児についてですが、今回、戸山幼稚園と柏木幼稚園で4歳児につきましては学級編制ができなかったこと、それと、愛日幼稚園が子ども園化したことによりまして、学級数は4学級減の18となっております。総定員も同様の理由で98名減の540名、平成22年度の予定園児数は57名減の326名となったため、定員の充足率といたしましては、60.4%という状況です。

5歳児につきましては、愛日幼稚園の子ども園化によるもので、学級数が2学級減となる20、それから総定員は38名減の600名、平成22年度の予定園児数が35名減の362名ということで、定員充足率が60.3%となります。

合計では学級数が、前年度より6学級減の51学級、定員が136名減の1,361、平成22年度の予定園字数が85名減の892名となり、定員充足率が全体で65.5%となるものでございます。

次に子ども園ですが、四谷の4歳児では定員50名に対しまして、3歳からの進級児18名を含め、43名を予定しているものです。5歳児につきましては50名全員が進級児です。あいじつの4歳児につきましては、定員60名に対し、3歳からの進級児20名を含め、39名が入園を予定しているものです。5歳児につきましては、59名全員が進級児で今回新たに1名が入園を予定し、予定園児数は60となっているものです。子ども園全体では、220名の定員に、予定園児数が192名ですので、定員充足率87.3%という状況です。

次に、報告の3、学校給食調理業務委託事業者の選定結果についてご報告を申し上げます。

学校給食調理業務の委託につきましては、平成16年度から実施しているものですが、現在、小学校14校、中学校7校の計21校で実施をしております。事業者の選定に当たりましては、学校給食の専門性や学校行事への参加協力、あるいは子どもたちとの交流など、一定水準以上の従事者の確保が不可欠であり、競争入札でこれらの要件を満たす事業の実施及び従事員の確保が難しいということで、これまでと同様にプロポーザル方式を採用したものです。

プロポーザルの実施に当たりましては、教育委員会内部に学校給食調理業務の民間委託事業者選定委員会を設けまして、その委員会の中で、事業者の選定を行いました。

(1)「事業者としての資格」ですが、こちらは記載の2点ございます。1点目は23区内に本社または事業所を所有していること。2点目は、23区内の小学校または中学校で給食調理の受託実績のあることです。

委託の条件といたしましては(2)、資料に記載の3点です。まず1点目が、教育委員会が作成する委託仕様書や調理業務等の作業基準等と、学校栄養士が作成する調理指示書に従い、調理業務を実施するということが1点目。2点目が、給食数に応じた調理員の配置を行うというものです。3点目が、配置する調理員の業務責任者、副責任者の資格ですが、業務責任者につきましては、正社員で調理師または栄養士の資格を有し、集団給食調理業務の経験があって、かつ23区内の自校調理方式での給食の経験があると、そういった経験年数が4年以上ある者と定めております。副責任者につきましては、同様のところを基本にし、経験が主に2年以上ある者という形にしているものです。

次に、プロポーザルによる事業者選定の経過等ですが、プロポーザル方式による事業者の選定ということにつきましては、昨年10月8日の指名業者選定委員会において承認をいただき、その後、指名業者選定委員会で指定した27事業者に対し、質問書に対する回答書、見積もり書の提出を求め、回答のあった22事業者に対し11月2日に第一次審査を行ったものです。

第一次審査では、回答に対する書類審査を行い、上位10事業者を一次審査通過事業者としたもので、その後、二次審査として11月21日に、その10事業者に対するヒアリングを行い、上位5事業者を委託事業候補者として選定をしたものです。この委託事業候補者につきましては、12月17日開催の指名業者選定委員会において報告をしておりますが、それが、3に記載のおります、フジ産業株式会社、株式会社藤江、葉隠勇進株式会社東京本社、それから株式会社レパスト、協立給食株式会社の5事業者です。なお、以上の5事業者につきましては、既に新宿区での小学校・中学校での委託の実績がありまして、今回、初めての事業者はなか

ったものです。各々の会社の概要につきましては、記載のとおりです。

最後に、それぞれ事業者が受け持つ学校につきましては、フジ産業株式会社が生田第一中学校と落合第二中学校、2校を受け持つものです。次に、株式会社藤江につきましては、早稲田小学校と新宿中学校、葉隠勇進株式会社東京本社が愛日小学校、株式会社レパストが生田第二中学校、協立給食株式会社が生田第三中学校ということで決定をさせていただいております。

最後に報告の4、新宿区立あいじつ子ども園の給食調理業務委託事業者の選定結果について御報告申し上げます。

この選定方法等につきましては、今、御説明した学校給食に関してと同様ですので、違う点だけを簡単に申し上げます。

まず、事業者の資格としましては、23区内の公立保育園での給食調理の受託実績のあることというところが違っております。また、委託条件の、配置する調理員の業務責任者及び業務副責任者のところでは、経験年数が業務責任者については学校給食が4年であるところが、こちらは3年、副責任者については2年であるところを1年としているものです。

プロポーザルによる事業者選定の経過等につきましては、まず、事業者選定委員会に付議をしたのが11月5日、第一次審査については12月3日、第二次審査が12月15日です。ちなみに、今回、指名選定委員会で指名した業者は12事業者でした。そのうち、回答書があったのが7事業者、第一次審査で上位4社を一次審査通過者として、その4社に対するヒアリングを行い、最終的には上位1社を委託事業者として選定したものでございます。この委託事業候補者については、1月7日、指名業者選定委員会に御報告をしているところです。

選定された事業者は、3に記載の株式会社サンユー東京支店です。本事業者の実績ですが、公立保育園の給食委託は平成19年4月から受注しているところです。平成21年度の受託実績としましては、東京23区内で3区6園です。報告は以上です。

白井委員長 3時半から別の会議の予定が組まれておりますので、この後、報告時間のスピードアップに御協力いただければと思います。

また、質疑も、今日やらなければいけないものがあれば、言っていただいて、そうでなければ次回のときに議論していただくということでいかがでしょうか。

〔はいの発言〕

報告 6 学校イントラネットシステム構築の進捗状況について

報告 7 小・中学校における土曜日の授業の実施について

報告 8 全国学力・学習状況調査の実施について

報告 9 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員の加配について

報告10 その他

白井委員長 それでは引き続き報告をお願いいたします。

副参事（新図書館・学校情報化推進担当） 報告5は先ほど終了していますので、私から報告6をさせていただきます。

学校イントラネットシステムの構築の進捗状況でございます。

1番の全体像につきましては、従前からお知らせをしているところですので、別紙、資料をつけておりますので、御参照をお願いをしたいと思います。

2番の仮稼働状況ですが、先月1月27日に教員のパソコンが使えるようになりました。これをもって仮稼働ということにさせていただきます。保健室、特別支援学級の職員室等については、今、調整中です。

3番のヘルプデスクですが、わからないといったような対応の一次窓口として2月3日から電話によるヘルプデスクを開設したところです。

教育指導課長 私からは、報告の7、8、9について御報告を申し上げます。

これらはすべて東京都、また全国、文科省からの発信についての情報提供をさせていただくということでございますので、できますれば、また、御意見につきましては後日ちょうだいできればありがたく存じます。

まず、7「小・中学校における土曜日の授業の実施について」です。資料の1枚目が私どもで作成をし、学校に配布した通知文です。その裏面が、東京都から出された土曜日の活用についての通知文書です。2枚目につきましては、その折に添付された20年12月2日、これが学校週5日制のもとでどのような取り組みが可能かという、その具体例が示されているものです。3枚目の大きな判につきましては、教育長会、指導室課長会で添付資料という形で示されたものでございます。

一言で申し上げるならば、学校週5日制の趣旨については、違えることなく、その趣旨のもとで、土曜日を活用するならば、各月2回を上限として実施をすることができる。『しなさい』ではなく、あくまでも『できる』規定をしたということです。

現在の実績を申し上げますと、平成21年度の場合、小学校では平均3日ないし4日、土曜日を活用した取り組みがなされております。もちろん、これは基本的には月曜日に振りかえ

ております。中学校においては、同じく3日ないし4日、同じように土曜日を活用した授業がなされております。具体的なことを申し上げますと、運動会とか学芸発表会、また、公開授業などです。

これらについて、今後は児童・生徒さんの肉体的な疲労度を考えながら、場合によっては振り替えなくてもよいということになるかと思えます。運動会については、なかなかこれは肉体的に無理だと思えますけれども、授業公開などの場合には、月曜日に振り替えることなく授業ができる。そうすると、その余った時間、月から金の中で、もう少しゆとりのある弾力的な授業が展開できるだろうといったようなことが考えられると思えます。

なお、今現在、校長会からの情報では、従来、3日ないし4日でしたけれども、若干増える可能性がある、そういった点で恐らく増えたとしても四、五日程度で、急激に増えることはなさそうであるというような情報が入ってきております。

いずれにいたしましても、今現在、各学校では次年度の教育課程を編成しているところですので、その辺も私どもは十分勘案しつつ、また、この土曜日の扱いについては、保護者、地域の方々もさまざまな御意見があろうと思えますので、私どもその辺についても十分注意してまいりたいと思っております。

続きまして、全国の学力調査です。

これにつきましては、新聞報道でもありましたけれども、今年度までは、小学校6年生と中学校3年生におきまして、国語と算数の主として知識に関するA問題と、活用に関するB問題、これらについて悉皆で行ってりましたが、来年度からは抽出で行うということでございます。

そして、抽出校については、国が実際に集計をするということ。そして、受けてくださったその抽出校のお子さんには個人票を返すということが情報として入っております。しかしながら、その他の学校については、各地教委の判断に任せるとのことと、集計処理については一切国ではしないというような情報が入ってきております。

私ども、教育委員会事務局としましては、校長会の意向も確認しつつ、検討した結果、新宿区では抽出校だけもらえて、他のお子さん方がもらえない、できないということでは差が出ますので、全校ぜひ問題用紙はいただきたいということで、国には申し出ているところですが、その問題用紙の活用の仕方、つまり実施の仕方については各学校に任せる。そして、採点集計などについては、教育委員会として学校独自に任せるという形にさせていただきたいと思えます。ちなみに、校長会の意向といたしましても、小・中学校長会ともに、各学校

ごとの活用でよいと、そのようにお願いしたいというような意向をいただいているところでございます。

続きまして9番、小1問題・中1ギャップの予防・解決についての教員加配についてでございます。

まず、小1問題と中1ギャップですが、よく新聞報道でもされておりますが、小1問題というものにつきましては、簡潔に御説明させていただきますと、小学校1年生入学当初、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を静かに聞けないという状況は、どの学校でも散見されるところでございまして、通例は5月の連休明けぐらいまでは続いているのでございます。

そういう中で、専科教員を副担任とするなどして、学級指導や給食、掃除、下校指導などを複数の教員で指導する中で、従来は1カ月程度でおさまっているといった実態がございます。しかしながら、そのような状態が数カ月たっても改善されないことがある。それを小1問題と称しております。

中1ギャップにつきましては、小学校6年生から中学校1年生になるに当たりまして、指導方法上、学級担任制から教科担任制に変わることで、あるいは授業の進め方が急に速くなること、あるいは、授業において教室移動などが大変多くなることなどの違いを中1ギャップと呼んでおります。

これにつきまして、本日、資料9の中で添付させていただきましたが、東京都で詳細な調査を行いました。どのような実態があるかということにつきまして、資料をご覧ください。

このような小1問題、中1ギャップを解決するために、このたび東京都で、例えば1学級の場合、41人になったとき、今までは教員が配置されて2クラスとなったところですが、ちょうど40人、41人の前の40人という数字になったとき、1人その学校に加配をするというものです。また、2つのクラスの場合には、81人で初めて3人目、もう1人教員が配置されたわけですが、79人と80人という、ちょうどその数になったときに加配をするということです。そして、その教員加配の活用につきましては、今まで行われているように少人数、TTで使ってもよし、あるいは不登校のための適応指導担当教員という形で使ってもよし、また、学級を小さく割るという担任として使ってもよいという、初めて新たな加配の活用の仕方が示されたということです。

なお、昨年4月1日の実態で申しますと、今、申し上げたような数、40人とか79、80人と

いう数の学級はございませんでしたので、それでいきますと、加配はないわけですが、また、今年3月31日、4月1日現在あるかもしれませんので、その折には、よく学校の実態を踏まえながら校長の校務分掌を考えさせていただきたいと思います。以上です。

白井委員長 ありがとうございます。

それでは進行についてですが、報告7、8、9は、ボリュームが多いようですので、次回の教育委員会のおきで継続質疑という形にさせていただきます。

報告1について、御質問、御意見ありましたら、どうぞ。

〔ありませんの発言〕

白井委員長 ありがとうございます。

それでは、報告2について、御意見、御質問等ありますでしょうか。

〔ありませんの発言〕

白井委員長 それでは報告3について、御意見、御質問等ありますでしょうか。

〔ありませんの発言〕

白井委員長 では、報告4について、御意見、御質問ありますでしょうか。

〔ありませんの発言〕

白井委員長 それでは、報告6ですが、これについて御意見、御質問等ありますでしょうか。

〔特にありませんの発言〕

白井委員長 はい。よろしいでしょうか。

その他という点は、事務局から何かありますでしょうか。

教育政策課長 特にございません。

白井委員長 はい。では、次回、7、8、9、報告の件は、ボリュームがありますので、ここでしっかり議論したいと思います。それでは、報告事項、以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 本日の教育委員会は、以上で閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 3時47分閉会